

鳥獣被害対策推進会議の設置について

平成 29 年 2 月 3 日

関係省庁申合せ

令和 3 年 3 月 15 日改定

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 21 条の規定に基づき、関係行政機関が相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

1. 組織

- (1) 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。
農林水産省、環境省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び
防衛省の副大臣又は政務官
警察庁生活安全局長
- (2) 推進会議に議長を置く。議長は、農林水産省の副大臣又は政務官をもって充てる。
- (3) 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体等に出席を要請することができる。

2. 幹事会

推進会議を補佐するため、関係省庁の部長、審議官、課室長等を幹事とする幹事会を置く。

3. 庶務

推進会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課において処理する。

4. 推進会議の開催

推進会議は、構成員の要請に応じて適宜開催する。

5. 雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議に諮って定める。

鳥獣被害対策推進会議 構成員

(令和3年3月15日現在)

宮内 秀樹 農林水産副大臣【議長】

笹川 博義 環境副大臣

宮路 拓馬 総務大臣政務官

鰐淵 洋子 文部科学大臣政務官

こやり 隆史 厚生労働大臣政務官

佐藤 啓 経済産業大臣政務官

松川 るい 防衛大臣政務官

小田部 耕治 警察庁生活安全局長

鳥獣被害対策推進会議 幹事会 構成員

(令和3年3月15日現在)

省庁	部局	構成員
農林水産省	農村振興局	<u>農村政策部長</u>
		<u>鳥獣対策・農村環境課長</u>
		<u>鳥獣対策・農村環境課</u> 鳥獣対策室長
	経営局	保険監理官
	食料産業局	産業連携課長
	農林水産技術会議事務局	研究開発官（基礎・基盤、環境）
	林野庁	研究指導課長
		経営企画課国有林野生生態系保全室長
	水産庁	漁場資源課長
		漁場資源課生態系保全室長
		栽培養殖課長
		栽培養殖課内水面漁業振興室長
環境省	自然環境局	大臣官房審議官
		野生生物課長
		野生生物課鳥獣保護管理室長
総務省	地域力創造グループ	地域政策課長
文化庁		<u>文化財第二課長</u>
厚生労働省	医薬・生活衛生局	食品監視安全課長
経済産業省	製造産業局	生活製品課長
	<u>産業保安グループ</u>	鉱山・火薬類監理官
		電力安全課電気保安室長
防衛省	整備計画局	施設整備官
	防衛政策局	運用政策課長
警察庁	生活安全局	保安課長